

2025年1月8日

現代海上火災保険株式会社

**令和6年12月28日からの大雪にかかる
災害救助法の適用について**

2024年(令和6年)12月28日からの大雪に伴う災害により、被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。お客様からの被害についてのご連絡につきましては、以下の事故受付窓口にて承っておりますので、ご案内申し上げます。

■事故受付窓口

電話番号	受付時間
0120-826-566(フリーダイヤル)	土日・祝日・年末年始を除く午前9時～午後5時30分
03-5962-9520	

2024年(令和6年)12月28日からの大雪に伴う災害により、下記地域に災害救助法が適用されました。弊社では、当該地域でご契約いただいている皆さまを対象に、以下の特別措置を実施しております。これらの措置の適用をご希望のお客さまは、弊社代理店または末尾の弊社担当窓口までご連絡ください。

1. ご契約の継続手続き

災害救助法の適用日から、2ヶ月後の末日までに満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、災害救助法の適用日から2ヶ月後の末日までにご継続手続きを頂ければ、ご契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

2. 保険料払い込みの猶予

災害救助法の適用日から、2ヶ月後の末日までにお支払い頂くべき既存契約または継続契約の保険料につきましては、災害救助法の適用日から2ヶ月後の末日を限度に、その払い込みを延期することができます。

■災害救助法適用地域(2025年1月7日現在)

都道府県	災害救助法 適用市町村	法適用日	猶予期日
青森県	青森市(あおもりし) 弘前市(ひろさきし) 黒石市(くろいしし) 五所川原市(ごしょがわらし) 平川市(ひらかわし) 南津軽郡藤崎町(みなみつがるぐんふじさきまち) 南津軽郡大鰐町(みなみつがるぐんおおわにまち) 南津軽郡田舎館村(みなみつがるぐんいなかだてむら) 北津軽郡板柳町(きたつがるぐんいたやなぎまち) 北津軽郡鶴田町(きたつがるぐんつるたまち)	2025年 1月4日	2025年 3月31日

■本件に関するお問い合わせ先

事務所	電話番号	受付時間	郵便番号	住所
日本支社	03-5962-9500(代)	土日・祝日・ 年末年始を除く 午前9時～ 午後5時30分	〒100-0005	東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー19階
大阪事務所	06-6245-5447		〒542-0081	大阪府大阪市中央区南船場3-11-18 郵政福祉心斎橋ビル7階

以上